むらからまちから館における特産品の取扱要領

平成１３年２月
全国商工会連合会
（下線付き部分改訂）

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における特産品の展示販売等の取扱いは、以下の要領により実施する。

１．特産品等の選定基準

（１）出展事業者

「館」に特産品等を出展することができる者は、原則として商工会地区内の事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）特産品等の選定基準

「館」に出展することができる特産品は、次の①～③の要件のいずれかを満たし、かつ、④～⑩の要件の全てを満たす特産品等とする。

① むらおこし事業で開発された特産品等であること。
② 商工会の指導助言のもとに開発された特産品等であること。
③ 地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
④ 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
⑤ 出展期間に継続して供給することができる特産品等であること。
⑥ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
⑦ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
⑧ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争のおそれがない特産品等であること。
⑨ 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
⑩ 公序良俗に反しない特産品等であること。

２．出展の申請及び許可

（１）出展の申請

「館」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）を経由して、全国商工会連合会（以下「全国連」という。）に申請するものとする。

（２）出展の許可

全国連は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記１．の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し、出展の可否を決定する。

３．検査義務

出展を許可された事業者等は、全国連が別に定めることろにより、特産品等の衛生検査及び表示検査を受けなければならない。

4．「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い及び出展料等

（1）「館」の各ゾーンにおける特産品等の取扱い

① ４７都道府県ゾーン

全国４７都道府県の特産品を、原則３か月間展示・販売する。

また、初登場商品の販路を創出する目的で、商品に対するモニター機能、商品開発アドバイザー機能を３か月後に提供する。

② お奨め品ゾーン

「館」の独自の品揃えでお奨め品を提供する。

県内や地域の限定品、売れ筋の商品など、目玉となる代表的なものを展示・販売する。

③ 全国地酒ゾーン

東京では手に入りにくい全国の地酒をテーマに北から南へお奨めの酒、米を展示・販売する。

④ 催事コーナー

「館」全体のイベント実施のほか、出展業者の催事スペースとして提供する。

扱う商品により実演催事、販売催事、持ち帰り催事の各コーナーに分かれる。

実演催事コーナーには厨房や試食・試飲カウンター等を設ける。

（2） 出展料及び運営経費

	出展料	運営経費
４７都道府県ゾーン	10,000円/月	売上高×５％
お奨め品ゾーン	事業者との交渉による	
全国地酒ゾーン	事業者との交渉による	
米穀コーナー	事業者との交渉による	
実演催事コーナー	10,000円/週	売上高×５％
販売催事コーナー	20,000円/週	売上高×５％
持ち帰り催事コーナー	10,000円/週	売上高×５％

・４７都道府県ゾーンについて

①１県連当たり毎月２事業者以上の出展とする。

②原則３か月出展とする。商品数は１事業者３品目までとする。

③出展スペースは、１事業者当たり間口４５cm×奥行４５cm（１パレット）とする。

・実演、販売、持ち帰り催事コーナーについて

①原則として１週間単位の出展として、事業者の直接販売とする。

②実演催事コーナーは厨房を使用しての実演販売を可能とする。

③販売催事コーナーは原則として平台（１５０cm×７５cm）１台、ワゴン（９０cm×７５cm）１台まで使用できるが、他の出展商品数が多いと使用できない場合があるので要相談のこと。

④持ち帰り催事コーナーでは弁当などの販売を行い、通常②実演催事コーナーとセットで利用とする。

（3）各ゾーンにおける出展期間

特産品等の出展期間は、原則として1か月（当月の1日から末日まで）単位とし、1事業者当たり1年度内12か月を限度とする。

（4）売上金の送金

① 出展期間中の特産品等の売上金は、事業者等の指定する金融機関に送金するものとする。この場合、（2）に規定する出展料及び運営経費を売上金から差し引くことができる。

② 送金時期は、売り上げた当月末締めの翌月末払いとする。

（5）試食、試飲用特産品の提供

食品を出展する事業者等は、全国連と協議のうえ来館者の試食、試飲用特産品を提供することとする。

（6）値下げ、在庫の処理

賞味期限の近い特産品の値下げ、在庫の処理は、原則として全国連の判断で行い、その結果を事業者等に通知するものとする。

5．特産品等の搬送費

特産品等の搬入出に係る搬送費については、「館」が指定する運送業者を利用する場合、全国連が負担することができる。（平成13年10月1日より、原則出展事業者負担に変更）

6．事業者等の費用負担義務

次に掲げる費用は、事業者等が負担するものとする。

① 「館」にあらかじめ備え付けてあるものとは異なる設備及び装飾等を事業者等の意思により使用する場合はその使用に係る費用

② 販売、イベント等のために事業者等が派遣する要員に関する費用

③ 事業者等の責に起因する事由により、施設、什器備品、出展特産品等に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用

④ その他全国連が事業者等が負担することが妥当であると認める費用

7．出展の取消

全国連は、事業者等が次に掲げる事由に該当するときは、出展を取り消すことができる。

① 出展料の納入を怠ったとき。

② 前記6．に定める負担義務に違反したとき。

③ 事業者等及び特産品等が本要領に違反したとき。

8．損害賠償

事業者等は、前記7．に掲げる事由により出展の取消しを受けたときは、遅滞なく特産品等を撤収しなければならない。この場合、事業者等は出展料の払戻し及び損害賠償その他の請求をすることができない。

9．その他

本要領に定めのないもので、「館」の出展等に関し必要な事項は、全国連会長が別に定めるところによる。

(別紙様式)

別紙１．　「むらからまちから館」４７都道府県ゾーン出展申込書
別紙２．　「むらからまちから館」催事コーナーへの出展品及び情報推薦リスト
別紙３．　「むらからまちから館」お奨め品ゾーンへの出展品推薦リスト

(注)：全国地酒ゾーン（米含む）への展示販売等の取り扱いは、、別に定める「むらからまちから館」における酒類及び米穀類の取扱要領」による。

別添２

「むらからまちから館」における酒類及び米穀類の取扱要領

平成１３年２月
全国商工連協力会
（下線付き部分改訂）

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類及び米穀類の展示・販売は、「全国商工連協力会」（以下「協力会」という。）が以下の要領に基づき実施する。

１．取扱基準

（１）事業者

「館」で酒類及び米穀類を取扱うことできる者は、原則として商工会地区内の事業者（商工会、組合、第３セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

（２）酒類及び米穀類の範囲

① 「館」で販売できる酒類は、商工会の会員が製造した１㍑未満の容器入りの酒類であって、次の酒類であること。

ア、清酒　イ、焼酎　ウ、果実酒類　エ、ウイスキー類
オ、リキュール類　カ、雑酒

（注）　合成清酒、みりん、ビール、スピリッツ類（ラム酒含む）及び粉末酒は取扱不可

② 「館」で販売できる米穀類は、事業者等が販売している次の米穀類であること。

ア、精白米　イ、玄米　ウ、胚芽米　エ、アルファ化米
オ、その他の米穀類

※商品は「穀類」に限る。
主食としての真空パックの赤飯やピラフ、炊き込みご飯をはじめ、煎餅、餅等については他のゾーンへの出展となる。

２．推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、主として、都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、協力会において検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

3．取引条件

（1） 酒類及び米穀類の仕入価格については、別途、協力会が事業者等と調整を行う。

（2） 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締めの翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。

（3） 売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類及び米穀類は、原則として返品するものとする。 返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。

（4） 事業者等は、来館者に試飲又は試食をさせるため、協力会と協議のうえ試供品を提供することとする。

4．搬送費

酒類及び米穀類の搬入出に係る搬送費は、「館」が指定する運送業者を利用する場合、全国商工会連合会が負担することができる。（平成１３年度１０月１日より、原則出展事業者負担に変更）

5．出展に当たっての注意

別紙（1）の注意事項を尊守すること。

6．その他

(別紙様式)
別紙4「むらからまちから館」全国地酒ゾーンへの出展品推薦リスト（米を含む）

別紙（1）

「むらからまちから館」における酒類及び米穀類出展に当たっての注意事項

平成13年2月
全国商工連協力会

出展に当たっては、以下の各事項を遵守して下さい。

1．出展に際しては、品質を維持し、所定の日時・場所に納品を行い、納期を遵守して下さい。

2．納品する商品の品質については、事前に商品検査及び検品確認を行うなど、常に格別の注意を払うと共に、商品・商品名等が著作権、意匠権その他第三者の権利を侵害しないものであることに特に注意して下さい。
そのうえで特に中身と商品種類名が違わないか、内容量、製造年月日、生産地等の表示に間違いがないか注意してください。また、異物混入等消費者に甚大な被害を与えた場合法律（ＰＬ法等）上責任が発生する場合があります。十分注意してください。

3．出展事業者の所在地と商品表示が違う物の出展はできません。

4．不良品については、ただちに引き取り又は交換することとし、万が一これがもとで、損害が発生した場合には、責任をもって処理していただきます。また、商品の不良により送料等の費用が発生した場合は、出展者に負担していただきます。

5．商品に直ちに発見することができない瑕疵があったために、買主から商品の返品・返金等の処理を求められた場合は、協議のうえ誠意をもってこれを処理するようお願いします。

6．商品代金その他の債権を、文書による承諾なくして第三者に譲渡し、又は担保に供することは厳禁と致します。

7．取引に当たって設定された口座を、第三者に貸与することは一切ないようにお願いします。

8．出展者が住所、商号等を変更した場合、又は、他社との合併、営業目的の変更、監督官庁からの営業停止若しくは営業免許の取り消しを受け、又は差し押さえ処分を受け若しくは会社整理など、「むらからまちから館」との取引を継続できない場合は「むらからまちから館」から通知勧告をせず、取引契約を解除し、商品の返品などの処置をとるものとします。

9．その他上記以外で出展者が故意又は過失により、「むらからまちから館」又は消費者に損害を与えたときは、出展者の責任と負担でこれを処理し、「むらからまちから館」に迷惑をかけないようお願いします。

別添３

「むらからまちから館」の催事コーナーの利用促進について

平成１３年２月
全国商工会連合会
（下線付き部分改訂）

むらからまちから館では、催事コーナーでの特産品の直接販売若しくは、紹介を以下により行う。

１．コーナーについて

催事コーナーは、扱い商品、販売形態により以下の３種類に区分する。それぞれのコーナーは、同時に申し込み利用することができる。その場合、各コーナーの出展料を加算する。

（１）　実演催事コーナーは、厨房を利用して食品、飲料品の実演販売を行う。
通常、持ち帰り催事コーナーとセットで利用するものとする。

①既存設備及び機能

（厨房）
- ５尺コールドテーブル　１本
- ２槽シンク　１台（電気湯沸かし器付き）
- 電子レンジ　１台
- 電熱器（２ＫＷ）　２台
- デジタルはかり　１台
- ジューサーミキサー　１台

（カウンター）
- 椅子（ハイチェアー）　５席

（看板）
- スチレン製　１枚

上記以外の什器は要相談。

②その他

持ち込み什器は、取扱説明書、パンフレット等で、電気容量、コンセント形状等を知らせること。
熱源は電気のみ。（ガス不可）
多量に油を使うことは不可。
商品表示に注意。

（２）販売催事コーナーは、特産品の販売を行う。

①基本什器

販売催事コーナーでは以下の基本什器を備える。
- ５尺平台（幅１５０cm×奥行７５cm×高さ７５cm）１本
- ワゴン　（幅　９０cm×奥行７５cm×高さ７５cm）１台

実演催事カウンター前と正面入口脇の２拠点を使用できる。
販売の伴わない販促催事の場所は別途相談する。

②その他
- 持ち込み什器は要相談（特に電気容量を大量に消費するもの）
- 他の出展商品が多数ある場合、館の運営する自主催事（ギフト等）のある場合は、催事コーナーを利用できないことがある。

（３）持ち帰り催事コーナーは、弁当等持ち帰り商品を販売する。
・弁当は原則として個数限定販売とする。
・ワゴン（幅９０cm×奥行７５cm×高さ７５cm）１台にて対応する。
・製造責任の所在を明確にすること。

２．各コーナーにおけるオペレーションについて

（１）出展期間

原則として１週間単位（水～翌火曜日）とする。

（２）販売形態

事業者の直接販売とする。

（３）金銭処理

貯め銭処理とし、閉店後一括入金とする。

（４）什器・販売備品について

基本什器以外は全て事業者負担とする。

（５）販売員について

・販売員、職人等は事業者側で準備すること。
・はっぴ、エプロン等の制服を準備すること。（背広やネクタイ姿不可）
・販売に当たっては当館のバッチ活用のこと。

（６）出展料と販売経費について

	出展料	販売経費
実演催事コーナー	１０，０００円／週	売上高×５％
販売催事コーナー	２０，０００円／週	売上高×５％
持ち帰り催事コーナー	１０，０００円／週	売上高×５％

・出展料の経費は、１週間単位とする。（１日でも同額）。
・販売を伴わない観光PR等での利用については、施設利用代金として、１万円を事業者負担とする（１日でも同額）。
・売上金の送金は、原則として出展期間の終了した月の翌月の末日とする。この場合出展料等と相殺することができる。

３．販売促進について

（１）前記の各催事コーナーは、「むらからまちから館」の賑わいの創出と来館促進を図るものとして、情報ゾーンとも連携して、次により出展の促進を行う。

（例示）

① 県連又は商工会等が、地域を挙げて多数の特産品の展示・販売を行うとともに観光キャンペーンをセットで行う催事

② 特産品の無料配布と観光イベントの実演
［水の配布と○○太鼓実演
りんごの配布と写真展（花、チラシ、優待券の配布）］

③ お酒と徳利などの陶器店

④ ひのきの木工品展、○○染物展、皮革加工展などのむらおこし事業展

⑤ ○○町健康食品フェアー

⑥　たけのこの販売と竹林の径（散歩道）のＰＲ

（２）厨房による製造実演販売
実演販売は、極めて有効な販売促進の手段であるので、積極的な出展促進を行う。

(例示)
①　柿の葉すし、ますすし、ばらすし等

②　炉ばたのおやき、おはぎとずんだ餅等

③　お茶と和菓子等

４．広報について
（１）　ファン倶楽部(12,000 人在)に対し、有効なダイレクトメールを行う。

（２）　「むらからまちから館」内に事前の告知を行う。

（参考）

5．催事レイアウト

地酒ゾーン
情報コーナー
荷捌き所
おすすめゾーン
事務所
Ⓡ
実演催事
厨
厨
持ち帰り催事
販売催事
催
47都道府県ゾーン
催

「むらからまちから館」47都道府県ゾーン商品出展申込書

◎太黒枠内は事業者記入、点線部分は県連記入

県名	和歌山県	商工会		出展期間（〇印）	① 3月で終了　県、商工会、事業者名のみ記入 ② 3月から継続　4月～6 月　3 カ月間、同上 ③ 新規　4月～6 月　3 カ月間	・食 品	事業者コード	
コード	30	コード		出展料請求先	（〇で囲む）　商工会 ・ 事業者	・非食品		

フリガナ		TEL		担当者名	住所 フリガナ 〒
事業者名		FAX			
銀行名		（ 普通 ・ 当座 ）		座名義	フリガナ
支店名		口座番号			

商品名	モニター制度利用選択（初出展かつ、3カ月出展事業者）	商品分類	管理方法	容量	定　価	納品日よりの賞味期間	賞味期限後の対応	最低発送個数	1ケースの入り数	出展期間終了後の対応
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント										
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント										
	・利用する ・利用しない		冷蔵				試食・処分・返送			処分・返送
			常温				試食・処分・返送			処分・返送
			冷凍				試食・処分・返送			処分・返送
商品説明・コメント										

【館担当者記入欄】	月平均売上	コ　メ　ン　ト

（注） 商品分類…1. 農産食品　2. 水産食品　3. 畜産食品　4. 調味料　5. パン・菓子　6. 飲料　7. 麺類　8. 繊維製品　9. 木工芸品　10.陶磁器　11.その他

別紙２

「むらからまちから館」催事コーナーへの出展品及び情報推薦リスト

（事業者自らによる製造・販売が原則です）

（１）出展品推薦リスト

商工会名	商品名（品目番号）	申し込みコーナー区分番号	希望月日	推薦理由	事業者名	事業者連絡先
	（　　）					電話 FAX E-mail
	（　　）					電話 FAX E-mail

（注）品目番号（１農産食品、２水産食品、３畜産食品、４調味料、５パン・菓子、６飲料、７麺類、８繊維製品、９木工芸品、１０陶磁器、１１その他）
コーナー区分番号（１実演催事コーナー　２販売催事コーナー　３持ち帰り催事コーナー　又は１．２．３各組み合わせ）

（２）情報提供リスト

商工会名	事業者（主催者）	内容	期間	連絡先電話番号
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail

（注）出展品・情報ともに、当会にて検討のうえ、出展を依頼する事業者には直接担当者から連絡をしますので、ご承知おき下さい。

別紙３

「むらからまちから館」お奨め品ゾーンへの出展品推薦リスト

商工会名	商品名（品目番号）	推薦理由	事業者名	事業者連絡先
	（　　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　　）			電話 FAX E-mail

（注１）品目番号は該当する次の番号をご記入下さい（１農産食品、２水産食品、３畜産食品、４調味料、５パン・菓子、６飲料、７麺類、８繊維製品、９木工芸品、１０陶磁器、１１その他）

（注２）当会にて検討のうえ、出展を依頼する事業者には直接担当者から連絡しますので、ご承知おきください。

別紙4

「むらからまちから館」全国地酒ゾーンへの出展品推薦リスト（米を含む）

商工会名	商品名（酒別）	推薦理由	事業者名	事業者連絡先
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail
	（　　　）			電話 FAX E-mail

（注1）酒の場合は酒別をご記入下さい。（　清酒、焼酎、果実酒類、ウイスキー類、リキュール類、雑酒　）
（注2）当会にて検討のうえ、出展を依頼する事業者には直接担当者から連絡をしますので、ご承知おき下さい。